

健康すいた21（第3次）策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

令和3年（2021年）5月
吹 田 市

目 次

●業務及びプロポーザルに関する事項

1 業務の内容等	・・・	1
2 参加資格要件	・・・	1
3 提案募集スケジュール概要	・・・	2
4 提案募集の概要及び日程	・・・	2
5 事業者の選定	・・・	6
6 契約について	・・・	7
7 その他	・・・	7

●審査基準に関する事項

健康すいた21（第3次）策定支援業務公募型プロポーザル審査基準	・・・	8
---------------------------------	-----	---

●様式集

【様式1】参加表明書	・・・	9
【様式2】会社概要書	・・・	10
【様式3】類似契約実績書	・・・	12
【様式4】誓約書	・・・	13
【様式5】提案書	・・・	15
【様式6】業務実施体制調書	・・・	16
【様式7】業務責任者実績書	・・・	17
【様式8】質疑書	・・・	18
【様式9】参加辞退届	・・・	19

●契約に関する事項

健康すいた21（第3次）策定支援業務契約書（案）	・・・	20
--------------------------	-----	----

1 業務の内容等

項目	内容
業務名称	健康すいた 21（第3次）策定支援業務
業務内容	健康すいた 21（第3次）策定支援業務仕様書 （以下「仕様書」という。）を参照のこと。
履行期間	契約の締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
見積上限額	金 3,499,000 円（消費税及び地方消費税を含む。） 上記価格を超える提案は失格とします。
契約保証金	吹田市財務規則第 115 条第 1 項第 7 号の規定により免除

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （2）実施要領配布開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市指名停止措置要領（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- （3）実施要領配布開始日から契約候補者決定日までの間において、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- （5）参加表明書の提出時点に、人口 20 万人以上の自治体で平成 27 年度以降に委託を受けた、健康増進法に基づく健康増進計画の策定支援業務の完了実績があること。ただし、計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない。
- （6）前記（5）の業務において、業務責任者として業務実績のある人員を、本業務に業務責任者として従事させること。
- （7）本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

3 提案募集スケジュール概要

項番	手続等	期限等
1	実施要領等の公表 (募集開始)	令和3年5月10日(月)
2	実施要領等の配布	令和3年5月10日(月)～5月19日(水)
3	質疑書の提出	令和3年5月10日(月)～5月14日(金) 【午後5時30分必着】
4	質疑書の回答	令和3年5月19日(水)
5	参加表明書の受付 及び第1次審査(書類審査)	令和3年5月20日(木)～5月26日(水) 【午後5時30分必着】
6	参加資格通知	令和3年5月31日(月)
7	提案書類の提出	令和3年6月3日(木)～6月11日(金) 【午後5時30分必着】
8	第2次審査 (プレゼンテーション、ヒアリング)	令和3年6月22日(火) 予定
9	第2次審査結果通知	令和3年6月25日(金) 予定
10	契約内容の調整 仕様書の確定	令和3年6月28日(月)～6月30日(水)
11	契約の締結	令和3年7月1日(木) 予定

4 提案募集の概要及び日程

(1) 名称

健康すいた21(第3次)策定支援業務に関する提案募集

(2) 選定方法

公募型プロポーザル方式

見積金額が見積上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行います。

(3) 発注者及び事務局

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 事務局

吹田市 健康医療部 健康まちづくり室 健康まちづくりグループ [担当]伊勢田/井倉

所在地：〒564-0072 吹田市出口町 19-2 市立総合福祉会館5階

電話：06-6384-2614(直通)/内線 2512

メールアドレス：ken_machi@city.suita.osaka.jp

(4) 実施要領及び仕様書等の配布

ア 配布期間

令和3年5月10日(月)から令和3年5月19日(水)まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載します。

吹田市ホームページ(「トップページ」→「部課組織一覧」→「健康医療部」→「健康まちづくり室」→「健康すいた21」→「健康すいた21(第3次)策定支援業務公募型プロポーザルについて」)からダウンロードして使用してください。

ウ 配布資料

- (ア) 本業務公募型プロポーザル実施要領
- (イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準
- (ウ) 本業務仕様書
- (エ) 【参考資料】吹田市健康寿命延伸にかかる市内基本方針
- (オ) 提出書類にかかる様式及び契約書(案)

(5) 質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和3年5月10日(月)から令和3年5月14日(金)
午後5時30分まで

イ 質問方法 質疑書(様式8)に質疑事項を記入のうえ、
電子メールで提出してください

メールアドレス: ken_machi@city.suita.osaka.jp

※受信確認のため、送信後、市役所の業務時間内(午前9時から午後5時30分まで。土曜・日曜は除きます。)に、事務局に電話連絡を入れてください。

※電話・来訪等による質問には応じません。

ウ 質問回答日及び方法 令和3年5月19日(水)午後5時30分までに回答

吹田市ホームページ(「トップページ」→「部課組織一覧」→「健康医療部」→「健康まちづくり室」→「健康すいた21」→「健康すいた21(第3次)策定支援業務公募型プロポーザルについて」)に回答を掲載します。

(6) 参加表明書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 会社概要書(様式2)
- (ウ) 類似契約実績書(様式3)及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (エ) 吹田市暴力団排除条例施行に伴う誓約書(様式4)
- (オ) 財務諸表(写し可。申請日より前に確定した直近の1事業年度分を提出。(ただし、経常損益の値がマイナスとなっておらず、かつ自己資本金額の値については債務超過となっていないことが条件。連結決算は不可。法人の場合は「貸借対照表、損益計算書」を提出。なお、本市の入札参加有資格者名簿登載事業者の場合は提出不要。)

イ 提出期間

令和3年5月20日（木）から令和3年5月26日（水）まで
午前9時から午後5時30分まで（土曜・日曜は除きます。）

ウ 提出場所

〒564-0072 吹田市出口町19-2 市立総合福祉会館5階
吹田市 健康医療部 健康まちづくり室 健康まちづくりグループ

エ 提出部数

各1部（アの順番で、左上をホッチキス止めしてください。）

オ 提出方法

原則郵送とします。（令和3年5月26日（水）必着。）

（7）参加資格通知

参加資格審査結果は、令和3年5月31日（月）午後5時30分までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

（8）提案辞退

参加表明書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに「参加辞退届」（様式9）に記載し、原則、郵送により提出してください。

なお、辞退したことをもって、今後本市が発注する委託業務等について、競争上の不利益となることはありません。

（9）提案書等の提出

本業務仕様書等の内容を踏まえ、提案書等を作成し提出してください。

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
（ア）提案書【表紙】（様式5）	1部	—
（イ）企画書（様式自由） ※5枚以内	15部	（イ）から（カ）の順番で、左上をホッチキス止めのこと。
（ウ）見積書（様式自由）		
（エ）工程計画表（様式自由）		
（オ）業務実施体制調書（様式6）		
（カ）業務責任者実績書（様式7）		

イ 提出期間

令和3年6月3日（木）から6月11日（金）まで
午前9時から午後5時30分まで（土曜・日曜は除きます。）

ウ 提出場所

〒564-0072 吹田市出口町19-2 市立総合福祉会館5階
吹田市 健康医療部 健康まちづくり室 健康まちづくりグループ

エ 提出方法

原則郵送とします。（令和3年6月11日（金）必着。）

オ 提案書等に関する留意事項

（ア）本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載してください。

（イ）本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意して記載してくださ

- い。
- (ウ) 企画提案した事項については、すべて見積金額の範囲内で実施することとしてください。
- (エ) 用紙の規格はA4判、両面印刷で、横書きとします。
- (オ) 文字サイズは、11ポイント以上とします。
- (カ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (キ) 提出書類のうち、提案書以外のすべての書類の右上には、必ず参加者番号（参加資格通知の際にお知らせします。）を入れ、適宜ページ番号を振り、左上をホッチキス止めとします。
- (ク) 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めません。
- (ケ) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないでください。
- (コ) 提出書類の差し替えは認めません。
- (サ) 提出書類の返却はしません。

(10) 提案の無効に関する事項

次の事項に1つでも該当するときは、その者の提案は無効とします。

- ア 契約候補者の選定時点において、本実施要領の「2 参加資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又は、なした者が提案したとき。
- オ プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。
- カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ったとき。
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- ク 応募提案書類に虚偽の記載を行ったとき。
- ケ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行う、又は指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

5 事業者の選定

「健康すいた 21（第3次）策定支援業務プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において、第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）を行います。

また、「健康すいた 21（第3次）策定支援業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき、委員会において最優秀提案事業者を決定します。

なお、提案事業者が1者の場合でも審査を行うこととします。

（1）審査の方法及び留意事項

ア 参加表明書等については、本募集要項「3 参加資格要件」に定める要件に該当するか、書類による第1次審査を行います。

イ 第2次審査において、各委員による評価点の平均点が、配点合計の6割を超えない場合は失格とします。

ウ 第2次審査は、審査会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行います。各委員の評価点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案事業者とします。また、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定します。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定します。いずれの方法でも決定できない場合は、委員会による合議又は多数決により決定します。

エ 第1次審査、第2次審査ともに、評価、採点に関する異議は受け付けません。

オ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおりです。

（2）第1次審査（書類審査）通知

令和3年5月31日（月）に次に掲げる事項を記載した審査結果を、電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。

ア 参加資格を有すると認められた者に対しては、参加資格を有する旨、及び提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認められた者に対しては、参加資格がない旨及びその理由

（3）第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

提案に対する説明を受けるため、第1次審査（書類審査）の有資格者に対し、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを次のとおり実施します。

なお、原則対面形式による第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を行います。が、今般の新型コロナウイルス感染症に関する社会情勢を踏まえ、オンライン上で審査を実施することもあります。

ア 実施予定日

令和3年6月22日（火） 予定

※実施場所、実施時間及び実施方法等は、個別に連絡します。

※参加できない者は失格とします。

イ 時間配分

各事業者 プレゼンテーション 15分、その後ヒアリングを行います。

ウ その他

(ア) 必ず、本業務に業務責任者として従事する者がプレゼンテーションを行ってください。

(イ) パワーポイントの利用は可とします。追加の資料配付は認めません。

(ウ) パソコンの機材は提案者側で用意してください。本市では机、椅子、OA タップ、スクリーン、プロジェクタ（型番：EPSON EB-1720）を用意します。

(エ) プレゼンテーションの出席は3名までとします。

(オ) 会社名を特定できるようなもの（バッジ等）を身につけないでください。

(カ) 本業務公募型プロポーザル審査基準の「審査の視点」に留意してプレゼンテーションを実施してください。

(4) 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の結果通知

令和3年6月25日（金）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。また、審査結果は、吹田市ホームページ上でも公表します。選定結果の問い合わせについては、一切応じません。

ただし、契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に事務局に説明を求めることができます。

6 契約について

(1) 提出書類及びプレゼンテーションの結果等を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者と本業務の契約締結交渉を行うものとします。選定された提案書の記載事項及びプレゼンテーション時の説明事項は、原則として契約時に業務委託仕様として採用することを想定しています。

(2) 契約候補者が契約締結までに、参加資格要件に規定する条件のいずれかを満たさなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合においては、次点者と契約締結の交渉を行うものとします。

7 その他

(1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務公募型プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。

(2) 提案募集に参加するために必要な費用は、提案者の負担とします。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

(4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、吹田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。

健康すいた 21（第3次）策定支援業務 公募型プロポーザル審査基準

第1次審査 (書類)	第2次審査 (プレゼン)	審査項目	審査の視点	配点
○	—	業務実績に関する事項 【類似契約実績書】	<p>【必須】健康増進計画策定支援実績の有無 ※人口 20 万人以上、平成 27 年度以降の実績に限ります。調査業務のみはカウントしません。無しの場合は失格となります。</p> <p>【加点】「食育推進計画」、「歯と口腔の健康づくりに係る計画」又は「母子保健計画」の策定支援実績の有無 ※人口 20 万人以上、平成 27 年度以降の実績に限ります。調査業務のみはカウントしません。</p>	10
—	○	業務実施方針に関する事項	「健康すいた 21（第2次）」における本市のこれまでの取組や課題を認識するとともに、健康施策を取り巻く国・府の動向など、現状を分析し、今後を見据えた計画策定の方針及び内容となっているか。	10
—	○	提案内容に関する事項	<p>① 「健康に関する市民意識アンケート調査」結果及び各種統計データを踏まえ、例えば他市との比較をグラフで分かりやすく掲載するなど、本市の健康課題等を的確に把握・分析する手法が盛り込まれた内容となっている</p> <p>② 本市の健康寿命延伸庁内基本方針（別紙）を踏まえ、健康無関心層を含めたすべての市民を対象とした「くらしにとけこむ健康づくり」を踏まえた提案内容となっているか。</p> <p>③ 北大阪健康医療都市（健都）における資源を活用した、市民の健康づくりを支援する手法等を盛り込み、かつ健都から全市展開を見据えた提案内容となっているか。</p> <p>④ 今般の新型コロナウイルス感染症拡大を取り巻く社会情勢を考慮し、人々の健康意識の変化や新しい生活様式を反映した内容となっているか。</p> <p>⑤ 中核市の特性を活かした計画策定の提案内容となっているか。</p>	55
—	○	実施体制及び工程に関する事項 【工程表】 【業務実施体制調書】 【業務責任者実績書】	<p>① 本業務を迅速に遂行し得る体制を整えているか。</p> <p>② 担当者の本業務に関する経験及び実績は十分か。</p> <p>③ 無理のない具体的かつ実現可能な工程となっているか。</p>	15
—	○	価格に関する事項 【見積書】	見積上限金額以下とすること。	10
合 計				100

【第2次審査（プレゼンテーション審査）の審査基準】

契約候補者：各委員が評価点による順位付けを行い、1 位をつけた委員の数が多い者

次点者：同じく 2 番目に多い者

【共通】

- ・各委員による評価点の平均点が、配点合計の 6 割を超えない場合は失格とする
- ・1 位をつけた委員が同数の場合は、2 位と順位付けした委員の数が多い者を上位とする
- ・2 位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とする。
- ・いずれの方法でも決定できない場合は、審査会による合議又は多数決により決定

【様式1】

令和 年 月 日

吹田市長 宛

所在地
名称
代表者

印

参加表明書

健康すいた21（第3次）策定支援業務の公募型プロポーザルへの参加を表明します。なお、添付書類の内容については真実と相違ないこと及び実施要領に示す参加資格要件のすべてを有することを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 会社概要書（様式2）
- (2) 類似契約実績書（様式3）及び契約書の写し等の履行実績を証する書類
- (3) 吹田市暴力団排除条例施行に伴う誓約書（様式4）
- (4) 財務諸表（写し可。直近1事業年度分）
- (5) 貸借対照表、損益計算書（法人のみ）

※（4）、（5）について、本市の入札参加有資格者名簿登載事業者の場合は不要。

【様式2】

会社概要書

1 本社本店

会社名	フリガナ
代表者名 (職・氏名)	フリガナ
所在地	〒
業務内容	
設立年月日	
資本金	
ホームページURL	

2 業務実施支社、支店、営業所

※本社本店が業務実施の場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載してください。

会社名	フリガナ
代表者名 (職・氏名)	フリガナ
所在地	〒

3 従業員数

※本社本店が業務実施の場合は、業務実施支社、支店、営業所欄は記載不要です。

区分	技術系	事務系	合計
本社本店	人	人	人
業務実施支社、支店、営業所	人	人	人

4 担当者

所 属	
氏 名	
役 職	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

【様式3】

類似契約実績書

法人名称 _____

1	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～		年 月 日
2	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～		年 月 日
3	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～		年 月 日
4	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～		年 月 日
5	発注自治体名			
	契約件名			
	発注自治体の現在の人口規模		契約金額	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～		年 月 日

※平成27年度以降に委託を受けた健康増進計画策定支援の完了実績を記載してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

※人口20万人以上の自治体での実績数が審査対象となります。（ただし、業務完了しているものに限ります。）詳しくは審査基準のとおりです。

誓 約 書

私は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、吹田市の公共工事等を受注するに際して、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、吹田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、本誓約書及び役員名簿等が吹田市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 4 私が本誓約書1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明した場合は、吹田市が吹田市暴力団の排除等に関する条例及び吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づき、その旨を公表することに同意します。
- 5 私が吹田市暴力団の排除等に関する条例第7条第1項に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（ただし、契約金額500万円未満のものは除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を吹田市に提出します。
- 6 私の使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると吹田市が大阪府警察本部から通報を受け、又は吹田市の調査により判明し、吹田市から下請契約等の解除又は2次以降の下請負に係る契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

吹 田 市 長 宛

令和 年 月 日

- ・所在地
- ・事業者名
- ・代表者名
- ・代表者の生年月日

①

(契約締結時に押印する代表者印と同じ)

年 月 日

【参考】

吹田市暴力団の排除等に関する条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等）

第7条 市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方（以下「契約相手方」という。）及び次に掲げる者（以下「下請負人等」という。）となることを認めないものとする。

- (1) 下請負人（公共工事等に係る全ての請負人及び受託者（契約相手方を除く。）をいい、第2次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。）
- (2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者（下請負人に該当する者を除く。）

2 何人も、公共工事等及び売払い等に関し、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は暴力的不当要求行為（法第9条第23号から第27号までに掲げる行為に限る。）（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

（公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等に関する措置）

第8条 実施機関は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
- (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該者の公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を取り消すこと。
- (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等の契約相手方としないこと。
- (5) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該契約を解除すること。
- (6) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方がその求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること。
- (7) 不当介入があった場合には、警察官への通報その他の吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成20年吹田市条例第23号）第3章の規定の例により対応すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等における暴力団の排除等を図るために必要な措置

2 実施機関は、前項各号（第3号及び第7号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、入札の参加者、契約相手方又は下請負人等に対し、これらの者が暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出又は必要な事項の報告等を求めることができる。

3 実施機関は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

4 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等の契約の履行に当たって不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならない。

大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判上の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

【様式5】

令和 年 月 日

吹田市長 宛

参加者番号

所在地

名称

代表者

提 案 書

令和 年 月 日付、3吹健健第 号で通知がありました「健康すいた21（第3次）策定支援業務」のプロポーザルに係る提案書について、下記の書類を添えて提出します。

記

1 契約件名

健康すいた21（第3次）策定支援業務

2 添付書類

- (1) 企画書（5枚以内）
- (2) 見積書及び年度別内訳書
- (3) 工程計画表
- (4) 業務実施体制調書（様式6）
- (5) 業務責任者実績書（様式7）

3 担当者

所 属	
氏 名	
役 職	
電 話 番 号	
FAX 番号	
メールアドレス	

参加者番号	
-------	--

【様式6】

業務実施体制調書

役 割	氏名・役職	実務経験年数・資格	担当する 業務内容	現在の持ち 業務件数
業務責任者	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 A	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 B	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 C	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		
業務担当者 D	氏名 役職	実務経験年数 年 資格 ・ ・ ・ ・		

- ※ 配置を予定している者全員について記入してください。
 ※ 記入欄が不足する場合は、適宜、拡大又は追加してください。

参加者番号	
-------	--

【様式7】

業務責任者実績書

1	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
2	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
3	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
4	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日
5	発注自治体名	
	契約件名	
	発注自治体の現在の人口規模	
	契約期間又は履行期限	年 月 日～ 年 月 日

※業務責任者実績書は、平成27年度以降の実績を記載してください。
 ※実績欄は、適宜、拡大又は追加してください。

【様式8】

令和 年 月 日

吹田市長 宛

質 疑 書

健康すいた 21（第3次）策定支援業務に関する提案募集に関し、以下の事項について質問します。

法人名 _____

代表者氏名 _____

所在地 _____

担当者氏名 _____

電話番号 _____ ファックス番号 _____

メールアドレス _____

質疑項目	質疑内容

※ 質問欄は、適宜、拡大又は追加してください。ただし、質問は簡潔にお願いします。

※ 回答書には原文のまま掲載しますので、誤字、脱字に注意してください。

受付期間 令和3年（2021年）5月10日（月）から5月14日（金）午後5時30分まで

提出先 吹田市健康医療部健康まちづくり室 健康まちづくりグループ

メールアドレス：ken_machi@city.suita.osaka.jp

【様式9】

令和 年 月 日

吹田市長 宛

所在地
名 称
代表者

印

参 加 辞 退 届

健康すいた21（第3次）策定支援業務の公募型プロポーザルについて提案参加表明をいたしましたが、都合により参加を辞退します。

健康すいた 21（第3次）策定支援業務契約書（案）

1	業 務 名	健康すいた 21（第3次）策定支援業務					
2	履 行 場 所	吹田市出口町19番2号					
3	履 行 期 間	令和	年	月	日	か	ら
		令和	年	月	日	ま	で
4	契 約 金 額	円					
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	円)					
5	契 約 の 保 証	免除（第3条は適用除外）					

上記の業務について、発注者と受注者は、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 吹 田 市
代 表 者 吹田市長 後藤 圭二 印

受注者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 印

（総 則）

第1条 受注者は、(以下「仕様書等」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「契約金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の業務(以下「委託業務」という。)を完了しなければならない。

2 前項の仕様書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この業務の履行に当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係諸法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第19条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任等の禁止及び誓約書の提出）

第5条 受注者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得たときは、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、受任者又は下請負人が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

6 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第16条の3各号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

7 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場代理人）

第7条 受注者は、現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者又は現場代理人は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。

3 発注者は、受注者の現場代理人について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

（履行期間の延長）

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときはこの限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に履行業務を完了することができない場合において、委託期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、契約金額に対して、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号)に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(検査及び引渡し)

第13条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して契約金額の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(権利の帰属)

第15条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は一切発注者に帰属するものとする。

(発注者の解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。

(2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) この契約に違反したとき。

第16条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(2) 第17条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令)を行い、これが確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条の3 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号に規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第16条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第16条、第16条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する契約金額を受注者に支払うものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議のうえ契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため頭書の契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

（談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等）

第18条 受注者が、この契約に関して、第16条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金）

第19条 発注者が第16条、第16条の2又は第16条の3の規定に基づき契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

（違約金等の控除）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は契約金額のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第21条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は成果品(委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第22条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補 則)

第23条 この契約書に定めのない事項については吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。